

第5次沖縄県国土利用計画

沖縄県

<目 次>

前文	2
第1章 県土の利用に関する基本構想	
1 県土利用の基本方針	
(1) 基本理念	3
(2) 県土の特性	3
(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化	3
(4) 本計画が取り組むべき課題	4
(5) 県土利用の基本方針	6
(6) 効果的な計画推進のための方策	10
2 地域類型別の県土利用の基本方向	
(1) 都市	11
(2) 農山漁村	12
(3) 自然維持地域	13
3 利用区分別の県土利用の基本方向	
(1) 農地	13
(2) 森林	14
(3) 原野等	14
(4) 水面・河川・水路	14
(5) 道路	14
(6) 宅地	15
(7) その他	16
第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要	
1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標	18
2 地域別の概要	21
第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要	
1 公共の福祉の優先	29
2 土地利用関連法制等の適切な運用	29
3 県土の保全と安全性の確保	29
4 持続可能な県土の管理	30
5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保	32
6 土地の有効利用の促進	33
7 土地利用転換の適正化	35
8 県土に関する調査の推進	36
9 県土の県民的経営の推進	36
10 計画の効果的な推進	36

前文

この計画は、国土利用計画法第7条の規定に基づき、全国の国土の利用に関して基本的事項を定める全国計画を基本とするとともに、沖縄21世紀ビジョン基本計画の基本方向に即し、沖縄県の区域における国土（以下「県土」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものです。また、本計画は、市町村がその区域について定める市町村計画及び沖縄県土地利用基本計画の基本となるものであり、全国計画及び市町村計画と合わせて同法第4条の国土利用計画を構成するものです。

本計画では、県土利用の基本方針として、第5次全国計画を基本とする「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の3つの方針に加え、沖縄県独自の方針として「駐留軍用地跡地利用の推進」、「沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用」の5つの基本方針を示していますが、これらを実現するためには数十年単位の長期的な視点で取り組む必要があります。また、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であることから、後世に美しく豊かな県土を継承していくためには、土地利用や県土管理の手法等について新たな知見が必要となることが想定されます。

このため、県土のあるべき姿を具体化するための手法や様々な主体の役割等については、計画策定後、さらに検討を進めるとともに、社会経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

(1) 基本理念（国土利用計画法第2条）

県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることから、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と地域性豊かな県土の均衡ある発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行うものとします。

(2) 県土の特性

本県は、地理的に本土と東南アジアのほぼ中間に位置し、東西約1,000km、南北約400kmに及ぶ広大な海域に散在する160の島しょから構成されています。「島しょ」という土地空間の狭あい性による県土利用の制約はあるものの、その広大な海域は、我が国の排他的経済水域（EEZ）及び海洋資源の確保、領空・領海の保全等に大きな役割を果たしています。

また、我が国では稀な亜熱帯海洋性気候にあり、周辺をサンゴ礁に囲まれ、海域・陸域に貴重な動植物が生息・生育する等、他に類をみない自然環境の特性を有しています。

一方で、広大な米軍施設・区域の存在は、産業の振興、都市の形成、交通体系の構築等、県土の総合的かつ計画的な土地利用を進める上で大きな制約となっています。

(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化

今後の県土の利用を計画するに当たっては、県土利用をめぐる次のような基本的条件の変化を考慮する必要があります。

ア 社会状況の変化

本県の人口は、平成37年までは増加が見込まれており、人口減少社会を迎えている我が国において数少ない人口増加地域となっています。しかし、県全体の人口では、当面増加傾向にあるものの、既に減少傾向にある市町村がある等、人口の地域的な偏在が進展しています。また、今後は、生産年齢人口及び年少人口の減少と老年人口の増加が予測されており、人口動態の変化による県土管理への影響が懸念されています。

都市部においては、一部の利便性の高い地区での人口増加の一方、それ以外の地区での人口減少が見通される中、低・未利用地や空き家等が増加しており、効率的な土地利用の低下等が懸念されています。

また、外国人観光客の著しい増加や年間の入域観光客数が900万人（平成29年1月～12月）を突破する等、観光産業の好調な推移に伴う受入体制の早急な整備が必要となっています。

イ 自然環境の保全・再生・活用

本県においては、世界に類をみない自然環境と農林水産業等の産業が共存してきた中、自然環境については、その保全を図るとともに、自然環境が持つ生態系サービス等の多様な機能を評価し、その活用の重要性が認識されてきています。

一方で、人口や観光客の増加、経済活動の進展など本県を取り巻く社会経済環境が変化中、環境容量を超えた経済活動等によって失われた自然環境を再生し、豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐ必要があります。

ウ 災害に対して脆弱な県土

本県は、島しょ県であると同時に台風の常襲地域でもあることや、低い山岳地域であることから河川の流路延長が短くかつ入り組んだ地形が多いことなどから自然災害を被りやすい地域となっています。また、農地や開発事業地などからの赤土等の流出による海域の汚染も懸念されています。

さらに、東日本大震災をはじめとする相次ぐ自然災害を教訓とした居住地や公共施設の立地等、県土利用面における安全・安心に対する県民の意識が高まりを見せています。

エ 米軍施設・区域の返還をめぐる状況

本県には、平成29年1月1日時点で県土の約8%を占める約18,609ヘクタール（31施設）の米軍施設・区域があり、県土利用上の制約となっています。

平成8年12月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」最終報告において、普天間飛行場を含む11の米軍施設・区域約5,002ヘクタールの返還が合意され、また、平成18年5月に開催された「日米安全保障協議委員会（SCC、通称「2+2」）」において、嘉手納飛行場以南の6施設・区域の返還方針が示されてきました。さらに、平成28年12月には、本土復帰以降、最大規模となる約4,010ヘクタールが返還されるなど、米軍施設・区域を取り巻く状況に変化が見られます。

(4) 本計画が取り組むべき課題

県土利用をめぐる基本的条件の変化を踏まえ、県土が限られた資源であることを前提として、本計画において以下の課題に取り組んでいく必要があります。

ア 県土管理水準等の維持及び向上

既に人口が減少傾向にある市町村においては、市街地における低・未利用地や空き家等が増加しており、土地利用の効率の低下が懸念されています。農山漁村では、農地の転用に加え、高齢の農業就業者の離農等による農地の荒廃により、農地面積が減少するとともに、農地の管理水準の低下や県土保全の観点からの影響も懸念されています。農業就業者の高齢化が進む中、営農等の効率化のため、担い手への農地集積・集約や地域住民等の協働による農地等の保全管理を進めていくことも課題となっています。

このような県土管理水準の低下や、人口や入域観光客数等の増加に伴う都市化による県土利用の変化は、水源涵養機能^{かん}の低下や雨水の地下浸透量の減少等を通じて、水の循環にも大きな影響を与えています。また、土地境界が不明確な状況や人口流出・減少に伴う所有者の所在の把握が難しい土地の増加により、円滑な土地利用に支障をきたすおそれもあります。

このため、人口動態の変動を見据えた県土の適切な利用と管理を通じて県土を荒廃させない取組を進めていくことが重要な課題となります。

取組を進める際には、少子高齢化と経済のグローバル化に伴う国際競争の激化が共に進行していく中で、経済成長を維持し県民が豊かさを実感できる県土づくりを目指す観点から、生活や生産水準の維持・向上に結びつく土地の有効利用・高度利用をより一層推進していく必要があります。

イ 自然環境・美しい景観等の保全・再生・活用

今後、人口の流出・減少等による土地への働きかけの減少により、これまで人の手が入ることで良好に管理されてきた農山漁村等における自然環境や景観の悪化、野生鳥獣被害の深刻化、在来種の生存を脅かす侵略的外来種の定着・拡大、さらには自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等が懸念されます。

良好な自然環境や生物の多様性を保全するとともに、過去の開発や土地の改変により失われたものを再生し、自然の生態系に戻す努力が必要です。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壌の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給や水源の涵養^{かん}などの暮らしを支える生態系サービスに大きな影響を及ぼします。このため、生態系を保全し、人と自然が共生してきた農山漁村等における自然生態系の有する環境浄化や防災・減災機能などを含めた自然環境の多面的機能を持続的に利活用していくことは、地域の持続可能な豊かな暮らしを実現する観点からも重要となります。

また、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観や美しい農山漁村集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高めることは、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域を創生する観点からも重要です。

ウ 災害に強い県土の構築

自然災害を被りやすい本県においては、東日本大震災等を教訓として、大規模な自然災害から県民の生命と暮らしを守るため、従来の防災・減災対策のハード整備に加え、ハザードマップの作成や津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策との連携により、災害への備えを総合的に強化する必要があります。

また、雨の降り方が局地化・集中化しており、さらに今後、地球温暖化に伴う気候変動により、水害や土砂災害が頻発化・激甚化することが懸念されています。一方、無降水日数も全国的に増加することが予測されており、渇水が頻発化・長期化・深刻化することも懸念されています。

このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する県土利用への転換が急務となっています。

さらに、都市の密集市街地における地震等の発生時への対応や、農山漁村における県土管理水準低下に伴う県土保全機能の低下が懸念されています。

安全・安心はすべての活動の基盤であることから、大地震や津波などの大規模な自然災害がある度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う必要があります。そのために

は、東日本大震災を教訓として、被害を最小化し、速やかに復旧・復興できる県土の構築に向けた県土強靱化の取組を進めていくことが重要です。

工 駐留軍用地跡地の利用

本県の枢要部分を占有している駐留軍用地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくりなどの本県の振興を進める上で大きな障害となっています。

今後、返還が予定されている大規模な駐留軍用地の跡地利用は、長きにわたる米軍施設・区域の存在により歪んだ本県の県土構造を再編する好機であり、その利用においては地域の枠を超えた広域的かつ一体的な整備を図るとともに、各々の圏域や地域が広域的に連携・補完しあい、本県に潜在する発展の可能性を最大限に引き出していく必要があります。

また、返還に当たっては、これまでの駐留軍用地跡地利用の事例により明らかになった返還前の米軍施設・区域への立入調査、同返還に伴う土壌汚染等の環境浄化、地権者の負担軽減など様々な課題の解決を図る必要があります。

オ 沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進

本県では、復帰後、3次にわたる沖縄振興開発計画及び沖縄振興計画により、基本的な社会資本整備は着実に進展し、観光リゾート産業や情報通信関連産業も順調に伸長しています。

しかし、島しょ経済特有の輸送コストの高さなどの不利性から、産業振興は全体として道半ばにあり、自立型経済の構築に向けた新たな展開が求められています。また、豊かな自然環境や地域の伝統行事が徐々に失われ、都市化・過疎化が進むにつれ地域における連帯感が希薄化し、子育てや老後への不安が大きくなっています。このような状況を背景として、県民の多くが安全・安心な生活を望んでおり、沖縄らしい優しい社会の構築を求める声が高まっています。このほか、本県は、広大な米軍基地の負担軽減、離島の振興、公共交通の抜本的改善など、固有の課題を抱えています。

沖縄21世紀ビジョン基本計画においては、目指すべき将来像を実現するための前提条件として、基地問題の解決と駐留軍用地跡地利用、離島の条件不利性の克服、交通ネットワークの構築などを克服すべき沖縄の固有課題として位置づけています。これらの本県固有の課題を克服するためには、県土利用を総合的かつ計画的に行う必要があることから、沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進が重要となります。

(5) 県土利用の基本方針

(4)で示した課題に取り組むため、本計画は、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」、「駐留軍用地跡地利用の推進」、「沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用」の五つを基本方針とし、県土の安全性を高め、持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指します。

ア 適切な県土管理を実現する県土利用

[都市的土地利用]

人口の増加等に伴ってなお増加する都市的土地利用においては、これまで蓄積されてきた社会資本の効率的活用の観点から、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を都市の中心部や生活拠点等に集約するとともに、低・未利用地や空き家の有効活用、無電柱化や道路緑化等による歴史的まちなみの保存・再生・活用など、地域の状況等も踏まえた取組により、市街地の活性化と土地利用の効率化を推進し、コンパクトで持続可能な都市構造の構築を図ります。

また、都市のスポンジ化等により生じる空間を公園、緑地、市民農園、ビオトープなどの自然環境の再生の場等として活用し、豊かな緑と美しい景観を備えた都市の創出を推進します。

さらに、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、これらの地域間のネットワークの充実により必要な機能を相互享受する取組を進めます。

[農林業的土地利用]

農地については、亜熱帯の地域特性を生かした生産性の高い活力ある農業の確立を目指し、生産供給体制を強化するため優良農地を確保するとともに、認定農業者等の担い手への集積・集約化を進め、耕作放棄地の発生防止と効率的利用を促進します。

森林については、災害や地球温暖化の防止などの多様な機能に加え、木材や特用林産物等の供給源として地域の経済活動にも深く関係しており、その多面的機能を持続的に活用するため、適切な整備・保全を図ります。

農地や森林が有する県土や自然環境の保全、水源の涵養^{かん}、良好な景観の形成等の多面的機能を持続的に発揮していくため、多様な主体の参画も得ながら良好な管理を確保し、耕作放棄地や荒廃森林の発生防止と効率的な利用を進めます。

[自然的土地利用]

野生の動植物が生息・生育するなど優れた自然条件を有している海浜や湿地などの水辺空間又は森林や草原などの陸域については、特定外来生物等の侵入防止を図るとともに、生態系及び景観の維持などの観点からその保全を基本とし、劣化している場合にはその再生に取り組みます。

水循環については、上記の土地利用を通じて都市における雨水の貯留・涵養^{かん}の推進や農地及び森林の適切な管理など流域の総合的かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図り、地下水及び地域水源の保全を進めます。

なお、農地、森林、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口動態の変化に伴い今後も一定量が見込まれますが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、慎重な配慮のもとで計画的に行うことが重要です。急速に普及している太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する必要があります。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点にたった方策を検討することも必要です。

イ 自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用

本県は、美しいサンゴ礁や貴重な野生生物などが生息・生育する優れた自然環境を有していることを踏まえ、この豊かな自然環境を劣化させることなく次世代に引き継ぐため、「豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県」の実現に向けた県土利用に取り組みます。

そのため、気候変動による影響も考慮しつつ自然環境の保全・再生を進め、森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成を図ります。その際、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を重視します。

持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用した多自然川づくりなどのグリーンインフラの取組を推進します。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す農山漁村等の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承します。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を保存・活用した観光や県産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市や農山漁村など、様々な地域相互の対流を促進するとともに、都市から地方や離島地域への移住など人の流れの拡大を図ります。

これらに加え、美しい集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」や地域に残る歴史的価値のある文化遺産など、個性豊かな美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進めます。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環の維持等の取組を進めます。

ウ 安全・安心を実現する県土利用

国土強靱化計画に基づき、東日本大震災などの相次ぐ自然災害の教訓を踏まえながら、いかなる大規模自然災害が発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と速やかに復旧・復興する「しなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向け、県土の強靱化を推進します。

そのため、防災施設の整備や代替施設の確保等のハード対策と防災訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害の特性や地域の状況を踏まえた災害リスクの把握及び周知を図ります。また、災害リスクの高い地域については、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるように配慮しつつ、土地利用を適切に制限します。加えて、中長期的な視点から、都市機能や居住を集約化する過程において、災

害リスクを考慮して安全な地域への土地利用の誘導を検討します。

また、経済社会上、重要な役割を果たす行政の中核、災害対応拠点、病院、生産・物流拠点、エネルギー施設等の諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、防災・減災において重要となるICT、交通インフラ等の多重性・代替性を確保します。その他、復旧・復興の備えとしてのオープンスペースの確保、森林や湿地等の自然生態系の持つ県土保全機能の向上、風水害や土砂災害等に対応した農地、森林、河川、海岸等の保全対策の推進など、地域レベルから県土レベルまでのそれぞれの段階における取組を通じて、県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築します。

工 駐留軍用地跡地利用の推進

駐留軍用地跡地については、自立的発展に寄与する貴重な空間として、良好な生活環境の確保、産業の振興、健全な都市形成、交通体系の整備、自然環境の保全・再生等、それぞれの地域特性を踏まえた総合的かつ計画的な跡地利用を推進します。

都市的土地利用が想定される地域については、周辺市街地と連携しつつ、良好な生活環境の確保や新たな産業の振興、交通体系の整備、緑化の推進など魅力ある都市空間の形成を図るとともに、有効かつ適切な利用を推進し、県内各圏域の多様な機能との相互の連携により、本県の均衡ある発展につなげていきます。

農林業的土地利用が想定される地域については、農林業基盤の整備を計画的に推進し、新たな生産拠点となる優良農地の確保・拡大を図るとともに、6次産業化など新たな取組による付加価値を創造するフロンティア型の農林水産業を推進する観点から、高度な加工技術を集約した加工拠点や効率的な移輸送に対応した物流拠点の形成に向けた条件整備を推進します。

自然的土地利用が想定される地域については、健全な生態系を保全しながら生物多様性を維持増進していく観点から、自然環境を保全することを基本とします。特に、人が長年入ることなく貴重な動植物が生息・生育する地域においては、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制の強化を促進します。

オ 沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用

人間優先のまちづくりをする観点から、高齢者や障害者をはじめ、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、まちづくりにおけるユニバーサルデザインを推進するとともに、歩いて暮らせるまちづくりや、人に優しい交通手段の確保に取り組みます。

また、自立型経済の構築に向けた新たな展開として、我が国及びアジア・太平洋地域とともに発展していくため、空港、港湾・漁港、道路、鉄軌道などの産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めます。その際には、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセス改善の観点から、沖縄島の中南部地域と北部地域を結ぶ南北軸及び同島の東海岸地域と西海岸地域を結ぶ東西軸を有機的に連結する幹線道路網（ハシゴ道路ネットワーク）を構築するとともに、離島住民の生命線とも言える航路、航空路などの交通手段を確保し、県内外を結ぶ交通ネットワークを確立・強化し、観光振興及び交流人口の増大を図ります。

(6) 効果的な計画推進のための方策

都市化・過疎化の進行を踏まえ、(5)で示した五つの基本方針に基づく県土利用を実現するための県土管理の方策について、その考え方を示します。

ア 複合的な施策の推進と県土の選択的な利用

今後の人口構成は生産年齢人口が減少し、老年人口が増加することが予測されていることから、すべての土地について、これまでと同様な労力や費用を投下し県土の管理を行うことが困難になることが想定されます。県土の適切な管理は、県土保全、生物多様性の保全、健全な水環境の維持又は回復等を通じて、防災・減災や自然との共生等を促進する効果に加え、これらを通じた持続可能な地域づくりにも効果を発揮します。そのため、自然環境に配慮した防災・減災の促進など、複合的な効果をもたらす施策を積極的に進め、県土に多面的な機能を発揮させることで、土地の利用価値を高め、県土の適切な管理を行っていくことが必要です。

また、沖縄振興開発計画や沖縄振興計画などにより整備されてきた多くのインフラ資産や県民生活に必要な公共施設を良好な状態で次世代に引き継ぐため、県・市町村が連携して、最適な維持管理や長寿命化などのマネジメントを推進します。

さらに、適切な管理を続けることが困難な中山間地域の耕作放棄地などの土地については、それぞれの地域の状況に応じて、管理コストを低減させる工夫とともに、森林などの従前の自然環境への再生や野生鳥獣被害を防止するための緩衝帯への誘導など、新たな用途として有効利用することで県土の荒廃を防止し、地域にとってプラスに働くような最適な県土利用を選択するよう努めます。

イ 多様な主体による県土の県民的経営

県土の適切な管理は、本計画が示す広域的な土地利用の指針とともに、地域を取り巻く自然や社会、経済、文化的条件等を踏まえ、地域の発意と合意形成を基礎とする土地利用との総合的な調整の上に実現されます。このため、地域住民や市町村など、地域の様々な主体が自らの地域の土地利用や地域資源の管理のあり方等について検討するなど、地域主体の取組を促進します。その際、県土利用の選択が地域に及ぼす影響を十分に考慮し、長期的な視点を持って検討することが重要です。

また、県土管理については、地域による取組を基本としつつ、公による管理と合わせ、水資源や農林水産資源など良好な県土の恵みを享受する都市住民や民間企業等の多様な主体の参画を進めることも重要です。本県では、入域観光客数が増加し、国内外の多くの人々の本県への関心が高くなっていることから、県民だけでなく観光客等も含めた多様な主体の参画による県土管理を促進していくことが、一層、重要となります。

2 地域類型別の県土利用の基本方向

県土の利用に当たっては、各土地利用を個別にとらえるだけでなく、複数の用途が複合する土地利用を地域類型としてとらえた土地利用の検討が重要であることから、代表的な地域類型として、「都市」、「農山漁村」及び「自然維持地域」を以下のとおりとし

ます。なお、相互の関係性に鑑み、相互の機能分担や交流・対流といった地域類型間のつながりを双方向的に考慮する必要があります。

(1) 都市

都市については、本県の人口が当面増加基調にあることから、住宅や商業施設等の宅地の需要が見込まれますが、郊外への大型店舗や住宅等の立地が増加してきたことにより、中心市街地で空き店舗が見られるなど市街地の空洞化や都市の活力低下が懸念されています。

こうしたことを踏まえ、必要な都市機能の確保を行いつつ、これまでに蓄積された社会資本を効率的に活用・更新することにより、既成市街地の質の向上を図るとともに、環境負荷の小さい安全で暮らしやすい都市を創出するため、地域の実情を踏まえながら、コンパクトな都市構造の形成を図り、高齢者をはじめ誰もが歩いて暮らせる集約型のまちづくりを進めます。

このため、都市における県土利用の基本方向は、次のとおりとします。

既成市街地においては、周囲のまちなみ景観等に配慮しつつ、再開発や建物等の複合化による土地の高度利用を推進するとともに、耕作放棄地などの低・未利用地の有効利用、公共交通の利便性の向上を図ります。また、低・未利用地や空き家については、地域の実情に応じてコミュニティ施設や交流施設、福祉施設、日用品販売施設等として有効に利用される取組を促進します。

幹線道路網の整備や鉄軌道を含めた新たな公共交通システムの導入等により、集約化した都市間のネットワークを充実させることによって、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図ります。

新たな土地需要がある場合には、無秩序な市街地拡大の防止や潤いを与える緑地景観等の保全の観点から、地域の実情も踏まえながら既存の低・未利用地の再利用を優先させ、農林業的土地利用や自然的土地利用からの転換は抑制します。

災害に強い都市構造を形成するため、諸機能の分散配置やバックアップ体制の整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、ライフラインの多重性・代替性の確保等を進めます。また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や耐震化等による既存施設の安全性を向上させるとともに、より安全な地域に集約を図るよう誘導します。

地下水も含めた健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市形成を図ります。また、世界遺産をはじめとする歴史的景観の保全、良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図ります。

都市における大型MICE施設を核とした戦略的なMICE振興を推進する観点から、大型MICE施設周辺に宿泊施設や商業施設などを適切に配置するとともに、施設利用者の交通利便性を確保し、沖縄コンベンションセンターや万国津梁館等の既存MICE施設との連携強化を図ることにより、各地域拠点間の人・モノ・資金・情報などの対流を促進し、MICEを中心とした魅力あるまちづくりに取り組みます。

(2) 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有しています。しかし、都市への人口の流出や高齢化等により、農林業生産活動の停滞や集落機能の低下が懸念されており、農山漁村の活性化が求められています。

こうしたことを踏まえ、農林水産業の持続的発展の基盤となる農山漁村が県民共有の財産であるという認識のもと、地域経営の中心的役割を担う集落や地域コミュニティの維持、生活・生産基盤の整備、多様なニーズに対応した農林水産業の展開、地域産業に適合した諸産業の導入等を進める必要があります。

このため、農山漁村における県土利用の基本方向は、次のとおりとします。

生活道路・公共交通・上下水道などの生活基盤と圃場・かんがい施設などの生産基盤を計画的かつ一体的に整備するとともに、既存施設の改修や地すべり対策等の安全・安心を確保する防災・減災対策などを進め、生活環境及び生産環境の向上を推進します。また、生活機能等の維持が困難になると見込まれる集落においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、都市や周辺集落と公共交通などのネットワークでつないだ"コンパクト+ネットワーク"による対流を促進し、相互の機能の維持・強化を図る「小さな拠点」の形成を目指します。さらに、農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

地域の基幹産業である農林水産業については、観光リゾート産業など他産業と連携し、体験・滞在型施設、特産品の加工施設及び直売所等の整備を促進し、農林水産業の体験型観光や魅力ある特産品開発など6次産業化への取組を強化することで、都市住民や観光客との交流機会の増大や就業機会の創出及び地産地消による農山漁村の経済活動の拡充を図ります。

健全な水循環の維持又は回復、担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や適切な整備及び保全を進めること等により集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに、美しい景観の保全・創出を図ります。また、所有者だけでなく地域住民をはじめとする多様な主体による直接的・間接的な農林水産業への参画を促進することにより、耕作放棄地の発生及び森林の荒廃化の防止に努め、農林業的土地利用により長い歴史の中で人間の働きかけを通じて形成されてきた二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境の適切な維持管理を図ります。

(3) 自然維持地域

自然維持地域には、本県が亜熱帯海洋性気候に属し、南方系生物が分布するほぼ北限に位置することから、固有種・固有亜種・固有変種を含む貴重な動植物が数多く生息・生育し、各島々の地域の自然条件に応じた多様な自然があります。本県の個性豊かな文化と生活は、このような自然環境のもとで築き上げられたものですが、こうした島しょ性の自然は人間活動の影響を受けやすいことから、近年の社会構造の急激な変化により大きな圧迫を受け、衰退・単調化の傾向にあります。

こうしたことを踏まえ、自然環境が貴重な財産であるとの認識を再確認し、世界に誇る豊かな自然環境を劣化させることなく次世代へ引き継いでいく取組を行政や県民だけではなく、企業や観光客なども含めた多様な主体の参画により推進することが求められています。

このため、自然維持地域における県土利用の基本方向は、次のとおりとします。

自然維持地域は、都市や農山漁村を含めた県土の生態系ネットワークを形成する上で中核的な役割を果たすことから、陸域・水辺環境の保全及び野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保を図ります。また、自然環境と人間社会が持続的に共存した関係を築いていくため、環境収容力（キャリングキャパシティ）の考えのもと自然環境を適正に利用するとともに、環境容量を超えた経済活動等によって失われた沖縄らしい自然環境の再生を図ります。

その際、特定外来生物等の侵入や野生鳥獣被害などを防止するとともに、自然環境データの把握に努めます。また、適正な管理のもと、自然の特性を踏まえた体験学習等のふれあいの場等としての利用を図ることで、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進めます。

3 利用区分別の県土利用の基本方向

利用区分別の県土利用の基本方向は以下のとおりとします。なお、各利用区分を個別にとらえるだけでなく、県土利用の基本方針で示した横断的な観点や相互の関連性に十分留意する必要があります。

(1) 農地

農地については、亜熱帯性気候等の特性を生かした生産性の高い活力ある農業の確立のため、それに必要な優良農地の確保と整備を図ります。また、不要不急な農地からの土地利用転換を抑制し、不断の良好な管理を通じて、県土保全や自然環境保全等の農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、環境への負荷の低減に配慮した農業生産の推進を図ります。その際、農業生産の効率を高め、安定した農業の担い手を確保するため、農地中間管理機構等の活用や農業生産基盤の整備等による農地の集積・集約化を推進するとともに、担い手に集中している水路等の管理については地域コミュニティで支える活動を支援します。

中山間などの条件不利地域では、地域ぐるみの農地等の管理に加え、他の地域の担い手が農地管理を行う「通り耕作」といった営農形態や都市と農村の共生・対流など

地域間の交流の促進による管理も含め、地域の状況に応じた多様な主体による役割分担のあり方について検討するなど耕作放棄地の発生防止及び再生を促進します。

既成市街地内の農地については、良好な都市環境の形成及び災害時の防災空間の観点から計画的な保全と利用を図ります。

(2) 森林

森林については、水源涵養^{かん}、生物多様性の保全、温室効果ガス吸収源、県土保全等の公益的機能を考慮し、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、自然環境に配慮した適切な整備・保全活動を推進します。その際、NPOや企業など多様な主体の直接的・間接的な参加の促進を図りつつ、急傾斜地等の立地条件が悪い森林等においては、公的な関与による整備及び保全を推進します。

原生林については、その保全を基本とします。二次林については、自然環境に配慮した適切な維持管理を行い、二次林のうち天然生林については、原生林と同様に貴重な動植物が生息・生育することから、その保全を基本とします。

また、都市及びその周辺の森林については、良好な生活環境を確保するため、積極的に緑地としての保全及び整備を図るとともに、農山漁村集落周辺の森林については、地域社会の活性化に加え、自然とのふれあいを求める動きや森林ツーリズムの高まりといった多様な県民的要請に配慮しつつ、適正な利用を図ります。

なお、森林・林業の振興を図るため、特用林産物の安定生産や県産材を利用した木工芸等の推進など豊かな森林資源を生かし、環境に配慮した持続可能な林業生産活動を進めます。

(3) 原野等

原野等のうち、湿原や草原など野生生物の生息・生育地等貴重な自然環境を形成しているものについては、生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、自然が劣化している場合は再生を図ります。その他の原野及び採草放牧地については、地域の自然環境を形成する機能に十分配慮しつつ、適正な利用を推進します。

(4) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、安全性の確保、より安定した水供給のための水資源開発、農業用排水路の整備等に要する用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新や水面の適正な利用を通じて、既存用地の持続的な利用を推進します。

また、水系は生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを踏まえ、これらの整備に当たっては、流域の特性に応じた健全な水循環の維持又は回復を通じ、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び熱環境改善など多様な機能の維持・向上を図ります。

(5) 道路

ア 一般道路

一般道路については、陸上交通のほとんどを道路に依存していることから、道路整備が県民生活や産業活動に与える影響は極めて大きく、重点的に整備を推進しています。しかし、人口及び自動車台数当たりの道路延長は全国平均の約5～6割程度と低

く、増加する交通需要や高速性、快適性、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセスの改善など高度化、多様化する利用者ニーズに対応するには、なお一層の体系的な整備とその質的向上が必要です。

このため、高規格幹線道路を主軸とする総合的な交通ネットワークの整備をはじめ、都市モノレールやバス等の公共交通機関との連携を踏まえた都市部の円滑な交通を促進する体系的な道路整備を図るとともに、自立的な地域づくりと定住支援を図る観点から、地域特性を生かした道路空間の形成を推進します。

また、地域間の対流を促進するとともに、災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、県土の有効利用及び地域の暮らしや産業を支える基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、施設の適切な維持管理・更新を通じて、既存用地の持続的な利用を推進します。その整備に当たっては、道路の安全性、快適性、防災機能の向上に配慮するとともに、環境の保全に十分配慮します。特に、市街地においては、歩いて暮らせる環境づくりの観点から、歩行空間の整備や無電柱化の取組、道路緑化等により、良好な沿道環境の保全・創出に努めます。

イ 農道及び林道

農道及び林道については、農林業の生産性の向上並びに農地及び森林の適正な管理を推進するため、農道網や林道網に必要な用地の確保を図ります。

また、整備に当たっては、自然環境の保全に十分配慮し、適切な維持管理・更新により既存用地の持続的な利用を推進します。

なお、国立公園に指定されている地域については、利用者の増加が見込まれることから、利用者の安全確保のための注意啓発看板や距離標の設置等の維持管理に努めます。

(6) 宅地

ア 住宅地

人口や高齢化等の動向に対応した秩序ある市街地形成や、地域特性に応じた良好な住生活の実現の観点から、住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、耐震・環境性能を含めた住宅ストックの質の向上を図り、良好な居住環境の形成を推進します。その際、地域の状況を踏まえつつ、日常生活サービスが充足される中心市街地や生活拠点等に居住を誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限します。

住宅地の整備に際しては、自然環境に配慮するとともに、土地利用の高度化や低・未利用地の有効利用及び空き家などの既存住宅ストックの有効活用を優先し、自然的土地利用等からの転換は抑制しつつ、必要な用地の確保を図ります。また、市街地内に点在する低・未利用地を有効活用したゆとりや潤いのある都市空間の創出を推進します。

イ 工業用地

工業用地については、グローバル化や情報化の進展等に伴う立地動向、大型M I C E施設を含めた産業・物流インフラ整備状況及び地域産業活性化の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ、必要な用地の確保を図ります。

また、工場移転や業種転換等に伴って生ずる工場跡地については、土壌汚染調査や対策を講じるとともに、良好な都市環境の整備等のため有効利用を図ります。

さらに、工場内や事業地内の緑地、水域やビオトープなどが希少な水生生物や植物等の生育・生息環境となっている場合もあるため、その保全に配慮するとともに、企業等による自主的な取組を促進します。

ウ その他の宅地

その他の宅地については、市街地の再開発などによる土地利用の高度化、都市の集約化にむけた諸施設の中心部や生活拠点等への集約、災害リスクの高い地域への立地抑制及び良好な環境の形成に配慮しつつ、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、事務所・店舗用地に必要な用地の確保を図ります。その際、高規格幹線道路等の交通結節点や港湾、空港などの周辺地域等に流通業務用地の確保とその整備を図るとともに、これまで蓄積されてきた居住・商業・工業機能などの既存ストックの有効活用及び空き家・空き店舗等の有効利用を促進します。

また、大型MICE施設や大型リゾート施設や大規模集客施設等の立地については、周辺の土地利用との調整を図るとともに、都市構造への広域的な影響や地域の合意形成、地域の景観や環境との調和を踏まえた適正な立地を検討します。

なお、公共施設については、建て替えなどの機会をとらえ、中心部等で、かつ、災害リスクの低い場所への立地を促進することにより、災害時の機能を確保するとともに、より安全な地域への市街地の集約化を促進します。

(7) その他

ア 公用・公共用施設用地

文教施設、公園緑地、交通施設、環境衛生施設及び厚生福祉施設などの公用・公共用施設の用地については、県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図ります。また、施設の整備に当たっては、耐災性の確保と災害時における施設の活用に配慮するとともに、施設の拡散を防ぐ観点から空き家・空店舗の再利用や中心市街地への立地に配慮します。

なお、本県が多くの島しょから構成されている地理的状況を踏まえ、過疎・離島地域の定住条件の整備や地域拠点間の対流を促進する観点から、空港及び港湾は必要不可欠な交通施設であり、その整備を推進するため、環境保全に配慮しつつ必要な用地の確保を図ります。

また、墓地については、他の都道府県とは異なる歴史的・文化的背景から個人墓地が設置され、散在化している現状を踏まえ、土地の有効利用の観点から、周辺地域の土地利用や自然環境へ配慮しつつ可能な限り集約化を図ります。

イ レクリエーション用地

ビーチ、ゴルフ場、キャンプ場等のレクリエーション用地については、観光の振興、県民価値観の多様化や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全を図りつつ、計画的な整備と有効利用を進めます。その際、施設の適切な配置とその広域的な利用に配慮するとともに、近隣地域住民の生活環境と調和するよう、用途や撤退時の対応等を含め地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図ります。

ウ 低・未利用地

都市の低・未利用地は、居住用地や事業用地等として再利用を図るほか、公共用施設用地や避難地などの防災用地、自然再生のためのオープンスペース等、居住環境の向上や地域の活性化に資する観点から積極的な活用を図ります。

農山漁村の耕作放棄地は、作付・再生可能なものについては所有者等による適切な管理に加え、多様な主体の直接的・間接的な参加の促進等により、農地としての活用を積極的に図ります。一方で、再生困難な耕作放棄地については、それぞれの地域の状況に応じて森林等新たな生産の場としての活用や、自然環境の再生を含め農地以外への誘導を図ります。

エ 沿岸域

本県の周辺海域は、黒潮が北上する熱帯海域で、多様性に富むサンゴ礁が発達しており、海岸線には白い砂浜が広がり、青い空と相まって世界有数の海岸景観を誇っています。広大な海域に散在する多くの島しょから構成される本県にとって、沿岸域は、貴重な動植物の生息・生育地として、また、余暇や伝統行事の場といった県民生活や生産活動のためのかけがえのない資産となっています。

沿岸域については、漁業、海上交通、レクリエーション等各種利用への多様な期待があることから、自然的・地域的特性及び経済的・社会的動向を踏まえ、海域と陸域との一体性に配慮しつつ、長期的視点にたった総合的利用を図ります。この場合、環境の保全と県民に開放された親水空間としての適正な利用や津波・高潮等の災害リスクに配慮します。

また、沿岸域は、陸域と海域の相互作用により特有の生態系を有しているため、多様な藻場・干潟、サンゴ礁などを含む浅海域や海岸等の自然環境の保全・再生により、沿岸域の有する生物多様性の確保を図るとともに良好な景観の保全・再生を推進します。あわせて、本県の海域が日本の領空、領海、排他的経済水域（EEZ）の保全など国家的利益の確保に貢献している重要性を踏まえ、漂着・漂流・海底ごみ対策や汚濁負荷対策の推進を図るよう努めるとともに、県土の保全と安全性の向上に資するため、海岸の保全を進めます。

オ 米軍施設・区域

米軍施設・区域で返還が予定されているものについては、沖縄振興のための貴重な空間として、それぞれの地域特性を踏まえて跡地利用を推進します。

都市的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、周辺の土地利用との調整を図りながら、都市機能の計画的再配置・高度化及び諸産業基盤の整備を進めます。

農林業的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、農林業基盤の整備を計画的に推進し、公共施設整備や集落整備を含めた総合的な整備を促進します。

自然的土地利用が想定される駐留軍用地跡地については、自然環境の保全を基本とし、人が長年入ることなく貴重な動植物が生息・生育してきた地域については、特定外来生物等の侵入防止対策などの管理体制の強化を推進します。

なお、その利用に当たっては、周辺の土地利用との調整を図りつつ自然環境に十分配慮し、適切な土地利用に努めます。

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

- (1) 計画の目標年次は、平成39年とし、基準年次は平成27年とします。
- (2) 県土の利用に関して基礎的な前提となる人口と一般世帯数については、平成39年において、それぞれ約148万人、約63万世帯と想定します。
- (3) 県土の利用区分は、農地、森林、原野等、水面・河川・水路、道路、宅地及びその他の7区分の地目別区分とします。
- (4) 県土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の県土の利用の現況及び将来の想定される利用状況を基本に、将来人口等を前提とし、利用区分間の調整を行い推計します。
- (5) 県土の利用の基本構想に基づく平成39年の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。これらの数値については、今後の経済社会の不確定さなどを踏まえ、流動的な要素があることに留意しておく必要があります。

表1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

年次 利用区分	平成27年 (ha)	平成39年 (ha)	構成比		増減 (H39-H27) (ha)	増減率 (H39-H27) (%)
			平成27年 (%)	平成39年 (%)		
農地	38,600	37,335	16.9	16.4	▲ 1,265	▲ 3.3
森林	106,727	106,940	46.8	46.9	213	0.2
原野等	6,466	6,466	2.8	2.8	0	0.0
水面・河川・水路	3,347	3,370	1.5	1.5	23	0.7
道路	11,511	11,922	5.0	5.2	411	3.6
宅地	15,820	16,834	6.9	7.4	1,014	6.4
住宅地	10,495	10,819	4.6	4.7	324	3.1
工業用地	569	704	0.2	0.3	135	23.7
その他の宅地	4,756	5,311	2.1	2.3	555	11.7
その他	45,642	45,244	20.0	19.8	▲ 398	▲ 0.9
合計	228,112	228,112	100.0	100.0	0	0.0
(参考) 人口集中地区	13,419	13,745	-	-	326	2.4

注 (1) 道路は、一般道路、農道及び林道である。

(2) 人口集中地区は、「国勢調査」の定義による人口集中地区である。
平成27年欄の人口集中地区の面積は、平成27年の国勢調査による面積である。

(3) 四捨五入の関係で、合計値がそれぞれの内訳を積算したものと一致しない。

(参考) 国の規模の目標

年次 利用区分	平成24年 (万ha)	平成37年 (万ha)	構成比		増減 (H37-H24) (万ha)	増減率 (H37-H24) (%)
			平成24年 (%)	平成37年 (%)		
農地	455	440	12.0	11.6	▲ 15	▲ 3.3
森林	2,506	2,510	66.3	66.4	4	0.2
原野等	34	34	0.9	0.9	0	0.0
水面・河川・水路	134	135	3.5	3.6	1	0.7
道路	137	142	3.6	3.8	5	3.6
宅地	190	190	5.0	5.0	0	0.0
住宅地	116	116	3.1	3.1	0	0.0
工業用地	15	15	0.4	0.4	0	0.0
その他の宅地	59	59	1.6	1.6	0	0.0
その他	324	329	8.6	8.7	5	1.5
合計	3,780	3,780	100.0	100.0	0	0.0
(参考) 人口集中地区	127	121	-	-	▲ 6	▲ 4.7

注 平成24年欄の人口集中地区の面積は、平成22年の国勢調査による面積である。

2 地域別の概要

- (1) 地域の区分は、本県における自然的、経済的及び社会的条件を勘案し、沖縄21世紀ビジョン基本計画の圏域区分に即して、次の5区分とします。

地域区分	構成市町村
北部地域（12）	国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 名護市 恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 伊平屋村 伊是名村
中部地域（9）	うるま市 沖縄市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 宜野湾市 西原町
南部地域（15）	浦添市 那覇市 豊見城市 糸満市 八重瀬町 南城市 与那原町 南風原町 久米島町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村
宮古地域（2）	宮古島市 多良間村
八重山地域（3）	石垣市 竹富町 与那国町

- (2) 地域別の利用区分ごとの規模の目標を定めるに当たっては、土地、水、自然などの県土資源の有限性を踏まえ、地域の個性や多様性を活かしつつ、必要な基礎条件を整備し、県土全体の調和ある有効利用とともに環境の保全が図られるよう、適切に対処するものとします。

- (3) 計画の目標年次、基準年次、県土の利用区分及び利用区分ごとの規模の目標を定める方法は、1に準ずるものとし、平成39年における地域別人口を次のとおり想定するものとします。

北部地域 約13.0万人 中部地域 約52.4万人 南部地域 約72.0万人、
宮古地域 約 5.0万人 八重山地域 約 5.6万人

- (4) 地域の概要及び平成39年における地域別の利用区分ごとの規模の目標は、次表のとおりです。なお、以下の利用区分別の規模の目標については、(3)で想定した地域別の人口に関して変動があることも予想されるので、流動的な要素があることを留意しておく必要があります。

表2 規模の目標の地域別概要

(単位: ha)

利用区分	年次				
	上段():平成27年(基準年次) 中段:平成39年(目標年次) 下段:増減(平成39年-平成27年)				
	北部地域	中部地域	南部地域	宮古地域	八重山地域
農地	(7,501)	(2,621)	(8,716)	(11,783)	(7,986)
	7,501	2,069	8,528	11,498	7,738
	0	▲ 552	▲ 188	▲ 285	▲ 248
森林	(52,775)	(4,201)	(9,003)	(4,032)	(36,715)
	52,881	4,209	9,021	4,040	36,788
	106	8	18	8	73
原野等	(12)	(0)	(29)	(1,553)	(4,873)
	12	0	29	1,553	4,873
	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	(1,463)	(362)	(566)	(189)	(766)
	1,473	365	570	190	771
	10	3	4	1	5
道路	(3,173)	(2,088)	(3,078)	(1,897)	(1,276)
	3,285	2,163	3,188	1,965	1,321
	112	75	110	68	45
宅地	(2,255)	(5,810)	(5,651)	(1,086)	(1,020)
	2,273	6,266	5,962	1,173	1,159
	18	456	311	87	139
住宅地	(1,587)	(3,777)	(3,823)	(735)	(573)
	1,600	3,909	3,974	735	600
	13	132	151	0	27
工業用地	(46)	(331)	(167)	(15)	(10)
	51	428	196	18	11
	5	97	29	3	1
その他の宅地	(622)	(1,702)	(1,661)	(336)	(437)
	622	1,929	1,792	420	548
	0	227	131	84	111
その他	(15,360)	(11,301)	(10,246)	(2,079)	(6,633)
	15,114	11,311	9,989	2,199	6,617
	▲ 246	10	▲ 257	120	▲ 16
合計	82,539	26,383	37,287	22,619	59,269
(参考) 人口集中地区	(581)	(4,980)	(6,980)	(363)	(515)
	585	5,083	7,193	363	521
	4	103	213	0	6

注 (1) 数値は概略面積であり、一部の境界未定地を含んでいない。

(2) 平成27年欄の人口集中地区の面積は、平成27年の国勢調査による面積である。

(3) 四捨五入の関係で、合計値がそれぞれの内訳を積算したものと一致しない。

ア 北部地域

北部地域は、拠点都市である名護市を中心として、恩納村、金武町から北の沖縄島北部とその周辺離島から構成されています。亜熱帯常緑広葉樹林をはじめとする自然植生で構成される森林が発達したやんばるの森は、沖縄島全域の重要な水源地であるとともに、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ等の貴重な動植物が生息・生育しています。また、国頭村、大宜味村、東村においてはやんばる国立公園に指定されるとともに、同地域が西表島、鹿児島県奄美大島及び徳之島とあわせ世界自然遺産候補地となるなど、優れた自然環境を有しています。さらに、美しい自然海岸を有し、沖縄海岸国立公園にも指定されている西海岸地域では多くのリゾートホテルが建ち並び、沖縄を代表する観光リゾート地を形成しています。

この地域は、自然環境や景観などの豊かな資源があり、多様なニーズに対応した農林水産業を展開するとともに、風光明媚な沿岸域を生かし、余暇需要に対応する観光・リゾート地域を形成しています。特に、沖縄島北部は亜熱帯地域特有の広大な森林を有していることから、「やんばる型森林業」の推進により、その特性を生かした木材及び特用林産物の生産、伝統工芸産業の産地形成、自然体験活動の場の提供等が期待されています。また、豊かな自然環境と固有の動植物が残された貴重な地域であることから、自然環境の保全、水源涵養^{かん}、保健休養等森林の持つ多様な機能の総合的な発揮についても期待されています。

リゾート施設や国際コンベンション施設が立地する西海岸においては、観光・リゾート機能の充実を図り、名護湾沿いに良好な沿道景観の創出など観光軸の強化を推進します。また、名護東道路等のハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備により、高次都市機能が集積した名護市の中心市街地やその周辺地域との広域交流・広域連携を促進し、適切な機能分担を図ります。さらに、自立経済の発展を支える物流基盤の強化を図るとともに、大型クルーズ船の接岸可能な港湾施設と周辺施設の整備を進めます。

また、沖縄科学技術大学院大学を核として、国内外の研究機関や民間企業等の集積を図り、本県が国際的な先端的頭脳集積地域として発展していくための知的・産業クラスターの形成を推進するとともに、リゾート地域・施設との連携を促進することにより国際的な学術研究・リゾート拠点の形成を図ります。

さらに、北部訓練場の跡地については、国や関係3村、関係団体と連携して、国立公園の指定や世界自然遺産の登録に向け、自然環境の適切な保全や森林地域の保全・整備に取り組み、安波訓練場の跡地とあわせて、やんばるの森の資源を生かした活用を図ります。ギンバル訓練場の跡地については、地域医療施設及びリハビリ関係施設等と連携した海浜公園や海岸環境の整備等を図り、上本部飛行場や恩納通信所の跡地については、地域振興につながる跡地利用を図ります。

本地域における農業は、品目の多様化が進んでおり、生産施設や販売体制の整備等を計画的に実施し、新たな産地認定と既存産地の育成を重点的に取り組みます。また、かんがい施設や区画整理等の各種生産基盤の整備を行うとともに、農業水利施設等の長寿命化や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図

ります。さらに、特産品の高付加価値化やブランド化を図るため、食品加工、流通、販売、観光等が連携した体制の整備及び強化を推進するとともに、農産加工施設などの整備を図ります。加えて、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業等との連携や農林水産業の多面的機能の強化を図ります。

このほか、公園・緑地、情報通信関連施設、環境衛生施設等の公用・公共用施設等の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、これまで蓄積された産業及び生活基盤等を有効活用するとともに、貴重な野生動植物を含む豊かで多様性に富んだ自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

イ 中部地域

中部地域は、沖縄島中央部及び津堅島等の周辺離島から構成され、全体として台地と海岸低地からなり、地形、地質、植生環境とも、沖縄島北部及び南部の両方の要素を有するなど多様なものとなっています。また、全域が都市計画区域に指定されていますが、中央部の比較的平坦な土地を嘉手納飛行場や普天間飛行場等の広大な米軍施設・区域が占め、土地利用上の大きな制約となっています。

都市部においては、地域の創意工夫により、駐留軍用地跡地の計画的な整備と連携しつつ、特色ある歴史・文化等の地域特性や地勢等を踏まえた潤いのある地域づくりを進めることが期待されます。また、農山漁村においては、地域の特性を生かし、多様なニーズに対応した農林水産業を展開するとともに、芸能・文化、自然環境等を生かし、余暇需要に対応する観光・リゾート地域の形成が期待されます。

本地域では、大型集客施設の郊外への進出や車社会の進展などに伴い、中心市街地の衰退、環境負荷の増大など様々な問題が生じています。このため、市街地整備や街路、公園、広場などの公共施設の整備により、まちなかでのにぎわい空間の創出を図るとともに、教育、医療・福祉、商業施設などについて、中心市街地等への再配置や充実等を促進し、居住環境の整備・充実を推進します。また、沖縄島の中央部に位置している地理的条件を生かし、他地域が有する都市機能との整合を図り、適切な補完関係のもと、本地域が持つ多様な地域資源や産業基盤を活用したまちづくりを促進します。

この地域の東海岸には、産業支援港湾としての中城湾港の機能強化やスポーツコンベンション拠点の形成、情報通信関連産業の整備を進めるとともに、国際交流リゾート等の拠点性も高めつつ、自然環境との共生を図るなど地域個性の創出や特色ある都市空間の形成を図ります。なお、中城湾港西原と那原地区（マリントウン）においては、周辺の土地利用に配慮しつつ、大型MICE施設を核として、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通利便性の確保、宿泊施設、商業施設等の集積によるにぎわいのあるまちづくりを推進します。西海岸地域においては、リゾートホテルやコンベンション、マリーナ、レクリエーション等施設の集積を生かし、海浜、

公園、自転車道、遊歩道等の一体的な整備を促進するとともに、観光関連施設の集積を図り、快適で魅力ある世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地の形成を目指します。

また、沖縄西海岸道路や県道24号線バイパス等のハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備を推進することにより、南北交通軸及び東西交通軸を強化し、拠点間の対流を促進し、地域色豊かな多核連携型の広域都市圏構造の形成を図ります。

さらに、沖縄都市モノレールと沖縄自動車道との連携による交通結節点の整備等を踏まえ、本地域におけるインターチェンジ周辺における活力とにぎわいのある拠点形成を推進します。

本地域の駐留軍用地跡地については、都市的土地利用が想定される跡地においては、土地区画整理事業等を行うことにより、公園や区画道路等の公共施設と宅地造成を同時に整備し、一体的なまちづくりを図ります。また、農業的土地利用が想定される跡地においては、公共施設整備や土地改良事業等を促進し、個性豊かな田園都市空間の形成を図ります。

本地域における農業は、立地条件などの地域特性を生かした都市近郊型農業を促進するとともに、エコファーマー等の育成による環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を図りつつ、生産・供給体制の整備を計画的に実施し、拠点産地の形成を重点的に進めます。また、遊休化した農地の有効利用を図り、農業用水源の確保やかんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備をするとともに、農業水利施設等の長寿命化や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多面的機能の発揮を図ります。

このほか、公園・緑地、環境衛生施設等の公用・公共用施設等の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、これまで蓄積された産業及び生活基盤等を有効活用するとともに、自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

ウ 南部地域

南部地域は、沖縄島南部及び慶良間諸島、久米島、渡名喜島、粟国島、南・北大東島等の離島から構成され、沖縄島南部は丘陵・台地、離島は山地・丘陵又は台地・段丘等と様々な地形からなり、多様な地域性を有しています。また、離島においては、排他的経済水域の保全等の面で重要な役割を担っています。

沖縄島南部の糸満市から浦添市までは市街地が連なり、那覇市より南では市街地と農山漁村が共存し、那覇市を中心に高度な都市機能が集積するなど県内外の交流拠点となっています。

都市部においては、戦後、開放された土地に急激に人々が流入し、都市基盤整備が追いつかないまま、無秩序に密集市街地が形成されてきました。市街地の再編・再開発を行うとともに、慢性的な交通渋滞などの都市問題や防災等の観点を踏まえたまち

づくりが求められています。また、今後は物流をはじめとする国際交流拠点の形成、モノレール延長区間の新駅、これらへのアクセス道路、情報通信基盤の整備等も総合的に推進し、居住環境の向上及び都市機能強化を図ることが期待されます。

農山漁村及び離島地域においては、都市との交流・連携を促進し、相互の機能分担を行うとともに、豊かな自然環境の保全を図りながら、それを活用しつつ、多様なニーズに対応した農林水産業の展開、余暇需要に対応する観光・リゾート地域の形成、快適な住環境の整備等、地域特性を生かした活力ある地域づくりを行うことが期待されます。

市街地においては、計画的な土地利用に基づく住宅地、業務地、商業地、工業地、流通業務地の適正配置のもと、円滑な交通網の形成により、人・モノ・情報の結節機能の強化を推進します。また、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れた「すべての人にやさしいまちづくり」を進めるとともに、より実効性の高い土地利用を展開するための住民参画による地域からのまちづくりを促進します。なお、中城湾港西原与那原地区（マリンタウン）においては、周辺の土地利用に配慮しつつ、大型MICE施設を核として、MICE施設周辺エリアにおける良好な都市形成及び交通利便性の確保、宿泊施設、商業施設等の集積によるにぎわいのあるまちづくりを推進します。

農山漁村及び離島地域においては、良好な自然環境や営農環境を確保するとともに、地域コミュニティ活力の維持、集落景観の保全など魅力的な田園農住地域の形成を図ります。また、国立公園に指定された慶良間諸島国立公園や沖縄島周辺離島における観光資源である自然環境の保全と持続的な利活用が図られる土地利用を推進します。さらに、離島地域においては、住民の生活を支える港湾の機能拡充を図るため、必要な整備を推進するとともに、高齢化の進行に対応するため、ユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備等を進めます。

なお、人口や観光客数の増加に伴い、住宅地やホテル等の宅地需要が増加していますが、土地利用の不可逆性の観点から、農林業的土地利用や自然的土地利用からの転換は、慎重な配慮のもと計画的に行う必要があります。

本地域における農業は、消費者ニーズに対応した熱帯果樹などの収益性の高い品目の生産振興及び立地条件などの地域特性を生かした都市近郊型農業の促進に取り組むとともに、エコファーマー等の育成による環境保全型農業の拡大を通じて、環境負荷低減を実現する技術の普及を図りつつ、拠点産地の体制強化・育成により、生産拡大とブランド化を進めます。また、遊休化した農地の有効利用を図り、湧水や雨水の利用など地域特性に応じた新たな農業用水源の確保、かんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多目的機能の発揮を図ります。

このほか、沖縄西海岸道路や南部東道路などのハシゴ道路をはじめとする幹線道路ネットワークの整備や国際物流拠点産業集積地域における新たな工業用地の創出、駐

留軍用地跡地利用を視野に入れた空港及び港湾の強化、公園・緑地、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の整備が見込まれますが、これらの実施に当たっては、豊かな自然環境を保全し、防災・減災、景観等にも配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

工 宮古地域

宮古地域は、宮古島、伊良部島、多良間島等の離島から構成され、ほとんどの表層地質が琉球石灰岩からなり、平坦な低い台地状になっています。この地域は、美しい海浜景観や地勢に恵まれており、さとうきびを中心とした農業や観光・リゾート産業が基幹産業となっているため、伝統文化の継承・発展と並行して、緑地の確保等自然環境の保全を図りつつ、地域特性を生かした多様なニーズに対応する農林水産業を展開するとともに、余暇需要へ対応する観光・リゾート地域を形成することが期待されます。また、都市機能が集積する宮古島では、港を中心としてコンパクトな市街地が形成されてきましたが、郊外への大型店舗や住宅等の立地に伴う市街地の空洞化、周辺離島等における過疎化と高齢化への対応が求められています。

平良港と宮古空港を結ぶ軸線を都市の骨格軸に位置づけ、無秩序な市街化を抑制し、中心市街地の居住環境改善を図り、まちなか居住を促進し、求心力と拠点性を高めるとともに、リゾート拠点のトゥリバー地区や市街地内の歴史・文化拠点と有機的に連結して市街地の回遊性を高めます。

郊外部及び周辺離島においては、都市的土地利用の生活拠点への集約化を図るとともに、自然環境に配慮し、都市拠点との間の連携・交流に資する高野西里線等の幹線道路などの基盤整備を促進します。

また、離島港湾施設において、海上交通の安全性・安定性の観点から、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等を進めます。

本地域における農業は、資源循環型農業を推進するとともに、土づくりや土壌病害虫の防除等により生産性及び品質向上に努め、流通・販売体制の整備等を計画的に実施し、拠点産地の育成を重点的に取り組みます。また、農地の利用集積による経営規模の拡大を図り、農業用水源（地下ダム等）やかんがい施設、区画整理等の各種生産基盤の整備をするとともに、農業水利施設等の長寿命化や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図ります。さらに、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多面的機能の発揮を図ります。

このほか、再生可能エネルギー導入のための諸条件の整備、水源涵養林、海岸防災林を含めた防風・防潮林などの森林の整備、環境衛生施設、厚生福祉施設等の公用・公共用施設の整備等が見込まれますが、これらの実施に当たっては、地下水の水質や豊かな自然環境を保全し、防災・減災、景観等に配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

オ 八重山地域

八重山地域は、県内最高峰の於茂登岳を擁する石垣島、広大な原生林やマングローブ林が広がり、仲間川など自然度の高い河川が存在する西表島、日本最西端に位置する与那国島など大小32の島々からなる島しょ地域であり、広大な海域に点在する離島から構成され、我が国の排他的経済水域の保全等の面で重要な役割を担っています。

また、石垣島や世界自然遺産候補地でもある西表島及びその周辺海域等が国立公園に指定されており、多様性に富んだ優れた自然環境を有していることから、その保全や森林の持つ多面的機能の維持増進、環境に配慮した木材生産の促進など多様なニーズに対応する農林水産業を展開するとともに、美しい自然と個性豊かな芸能・文化等を観光資源として活用することが期待されます。さらに、都市機能が集積する石垣島では、港を中心としたコンパクトな市街地が形成され、交通基盤として石垣島と各離島を結ぶ石垣港離島ターミナルや国内外との広域交流拠点となる新石垣空港が供用されています。今後は、新石垣空港へのアクセス道路などの幹線道路の整備や石垣空港の跡地有効利用の検討、周辺離島等における過疎化と高齢化への対応等が求められています。

石垣港から中心市街地を横断する軸を都市の骨格軸とし、郊外への無秩序な市街化を抑制し、石垣港周辺の市街地開発等により中心市街地の拠点性を高めるとともに、市街地と新石垣空港を連結する交流軸を強化し、八重山地域内の広域交流・広域連携を促進します。また、住民の生活を支える港湾の機能拡充を図るため、必要な整備を推進するとともに、高齢化の進行に対応するため、ユニバーサルデザインの理念に基づく施設整備等を進めます。

郊外部及び周辺離島においては、都市的土地利用の生活拠点への集約化を図るとともに、雄大な自然が残る緑地ゾーン、田園景観が広がる既存集落周辺やレクリエーション拠点・リゾート拠点などを有機的に結びつけ、周遊ルートの多様化を促進します。

なお、新石垣空港開港に伴う観光客数の増加によりホテル等の観光施設の需要が増加していますが、土地利用の不可逆性の観点から、農林業的土地利用や自然的土地利用からの転換は、慎重な配慮のもと計画的に行う必要があります。

本地域における農業は、亜熱帯性気候特有の自然条件を生かした品目が生産されており、生産施設や流通・販売体制の整備等を計画的に実施し、拠点産地の育成を重点的に取り組みます。また、かんがい施設や区画整理等の各種生産基盤の整備を推進するとともに、既存施設の再編・更新を図り、農業用水の有効活用等を促進します。加えて、台風等気象災害から農作物被害を防ぐための防風林整備や赤土等流出問題の総合的な対策を推進し、農地保全及び環境負荷の低減を図ります。さらに、農山漁村においてグリーン・ツーリズム等による交流・体験及び滞在拠点を形成し、観光リゾート産業との連携や農林水産業の多面的機能の発揮を図ります。

このほか、公園・緑地、環境衛生施設、厚生福祉施設等の整備に加え、旧石垣空港跡地への病院、市役所、消防署等の公用・公共用施設の整備等が見込まれますが、これらの実施に当たっては、貴重な野生動植物を含む豊かで多様性に富んだ自然環境を保全し、防災・減災、景観等に配慮した上で、適正な土地利用を図る必要があります。

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

本計画は、県や市町村などの公的主体に加え、地域住民や民間企業、NPO、学術研究者などの多様な主体の活動により実現されます。以下に掲げる措置は、それら多様な主体の参画及び各主体間の適切な役割分担に基づき実施されるものです。

1 公共の福祉の優先

県土の利用は、本計画に基づき、公共の福祉を優先させるとともに、地域をとりまく自然や社会、経済、文化的条件を踏まえて総合的かつ計画的に進める必要があります。このため、土地の所有者は、良好な土地管理と有効な土地利用に努めるとともに、県等は、各種の規制措置、誘導措置等を通じた総合的な対策を実施します。

2 土地利用関連法制等の適切な運用

国土利用計画法及びこれに関連する土地利用関係法の適切な運用並びに、本計画、市町村国土利用計画（以下、市町村計画という。）などの土地利用に関する計画を基本として、土地利用の計画的な調整を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図ります。また、本計画を基本とする沖縄県土地利用基本計画においては、地域が主体となった土地利用を推進するため、市町村の意向を十分に踏まえるとともに、土地利用の影響の広域性を踏まえた市町村等関係機関相互間の適切な調整を図ることにより、土地利用の総合調整を積極的に行います。

なお、市町村においては、適正な土地利用を進めるうえで、地域の実情に即した市町村計画の策定及び運用が一層重要になることから、当該計画の改定を促進します。

3 県土の保全と安全性の確保

(1) 自然災害への対応

県土の保全と安全性の確保のため、自然災害への対応として、流域内の土地利用との調和、生態系の有する多様な機能の活用等にも配慮した治水施設や港湾施設等の整備を通じ、より安全な県土利用への誘導を図るとともに、県土保全施設の整備と維持管理を推進します。

また、より安全な地域への居住等の誘導に向け、災害リスクの高い地域の把握、公表を積極的に行うとともに、地域の状況等を踏まえつつ、災害リスクの低い地域への公共施設等の立地による誘導や、関係法令に基づいた土地利用制限を行う規制区域の指定を促進します。加えて、主体的な避難を促進する観点から、ハザードマップの作成、配布や防災教育の体系的な実施、避難訓練等を推進します。

さらに、渇水等に備えるためにも、水の効率的な利用と有効利用、水インフラ（河川管理施設、農業水利施設、工業用水道施設、水道施設、下水道施設等）の適切かつ戦略的な維持管理・更新や安定した水資源の確保のための総合的な対策を推進します。特に、土木構造物としてのダムの老朽化が著しいことから、長期的視点にたった各ダムの長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理を図ります。

(2) 森林機能の向上

森林の持つ県土保全と安全性の確保などの多面的機能の向上を図るため、地域森林計画の策定等を通じて、適切な保育、間伐などの森林整備を推進するとともに、山地災害の発生の危険性が高い地区の的確な把握に努め、保安林の適切な指定・管理や治山施設の整備等を推進します。その際、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な事業の実施を図ります。

(3) 中枢管理機能・ライフライン等の安全性の向上

中枢管理機能やライフライン等の安全性を高めるため、代替機能や各種データ等のバックアップ体制の整備等を推進するとともに、基幹的交通、エネルギー供給拠点、電力供給ネットワーク、通信ネットワーク及び上下水道等の多重性・代替性の確保を図ります。また、市町村地域防災計画の拡充支援を図るとともに、沖縄島の東海岸と西海岸の連携を進めること等により、県土レベルでの多重性・代替性の確保に努めます。

(4) 都市の安全性の向上

都市における安全性を高めるため、市街地等において、浸水被害の軽減を図る治水施設等の整備、津波による甚大な被害が想定される地域における拠点市街地等の整備、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、住宅・建築物の耐震化、災害時の業務継続に必要なエネルギーの自立化・多重化、及び道路における無電柱化などの対策を進めます。

特に、防災性の低い密集市街地においては、土地区画整理事業等により、区画道路の計画的配置、狭小道路の改善、計画的な公園・緑地の配置による防災避難所空間の創出を図ります。また、危険地区を区域指定し、居住誘導区域から除外することが可能となる市町村立地適正化計画などの策定支援を推進します。

上記の措置を講ずるにあたり、開発行為を伴う場合には、沖縄県県土保全条例及び沖縄県赤土等流出防止条例などの各種規制措置等により適切に対処する必要があります。

4 持続可能な県土の管理

(1) 拠点都市機能の充実

都市の集約化に向け、市町村の枠を超えた広域的な取組を進めるとともに、地域の状況に応じ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導等を実施します。また、高齢者等の移動手段が確保されたまちづくりを進めるとともに、公共・交通機関の再生・活性化等によるネットワークの整備を行います。生活サービス機能等の維持が困難と見込まれる集落地域においては、「小さな拠点」の形成を推進するため、地域の状況に応じ、日常生活に不可欠な施設等を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通機関などのネットワークでつなぐ取組を進めます。

(2) 優良農地の確保・農業振興

生産性の高い活力ある農業の確立のため、優良農地を確保するとともに国土保全等の多面的機能を発揮させるため、農業の担い手の育成・確保と営農等の効率化に向けて農地の大区画化等の農業生産基盤の整備や農地中間管理機構等を活用した農地の集積・集約を推進するとともに、マスコミなどを積極的に活用した広報等により、農地所有者が農地中間管理機構等へアプローチしやすい環境づくりを促進します。また、利用度の低い農地について、農地のリース方式による企業の農業参入などによる耕作放棄地の解消・発生防止等、有効利用を図るために必要な措置を講じます。さらに、農業の雇用促進と6次産業化などによる農林水産物の高付加価値化の取組等の支援を推進します。

(3) 森林の保全・林業振興

森林の有する機能に応じたゾーニングを行い、特用林産物の安定生産や県産材を使用した木工芸等の推進など豊かな森林資源を生かし、自然環境に配慮した持続可能な林業生産活動、計画的な森林・林業の振興に取り組みます。

また、県立試験研究機関において、森林の持つ多面的機能の発揮や地域活性化のための森林造成技術、木材加工技術やきのご類の生産技術の確立、景観形成に資する花木や緑化技術等の研究開発を推進します。

(4) 健全な水環境の確保

健全な水循環の維持又は回復のため、環境・景観に配慮した多自然川づくりによる河川整備の実施、関係者の連携による流域の総合的かつ一体的な管理、貯留・涵養機能の維持及び向上、安定した水供給・排水の確保、持続可能な地下水の保全と利用の促進、地球温暖化に伴う気候変動への対応、水環境の改善等の施策を総合的かつ一体的に進めます。

また、長期的視点にたった各ダムの長寿命化計画を策定し、効果的・効率的な維持管理を図ります。

(5) 海岸の保全

海岸侵食対策等を通じて、環境や景観に配慮した海岸の保全を図ります。また、海岸保全区域及び一般公共海岸区域における土砂採取事業の規制等適正な海岸管理を行い、海岸の保全ひいては国土の保全を図ります。

(6) 美しい景観の保全・再生・創出

美しく魅力あるまちなみ景観や水辺空間の保全・再生・創出、地域の歴史や文化に根ざし自然環境と調和した良好な景観の維持・形成を図ります。また、歴史的風土の保存を図るため、開発行為の規制のほか、各種施策を講じます。

上記の措置を講ずるにあたり、開発行為を伴う場合には、沖縄県国土保全条例及び沖縄県赤土等流出防止条例などの各種規制措置等により適切に対処する必要があります。

5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

(1) 多様な自然環境の保全

高い価値を有する自然環境及び野生生物の生息・生育、自然景観、希少性などの観点からみて優れている自然については、厳格な行為規制等により適正な保全を図るとともに、二次的自然については、適切な農林水産業活動、民間・NPO等による保全活動の促進や支援の仕組みづくり、必要な施設の整備等を通じて自然環境の維持・形成を促進します。自然が劣化・減少した地域については、自然の再生・創出により質的向上や量的確保を図ります。

また、自然環境を保護する地域の選定方法や必要となる調査の内容・手続き等を検討するとともに、保護する地域の適正な配置・管理に努めます。

(2) 生物多様性の確保等

森・里・川・海の連環による生態系ネットワークの形成のため、流域レベルや地域レベルなど空間的なまとまりやつながりに着目した生態系の保全・再生を進めます。

また、野生鳥獣による被害防止のため、進入防止策等の整備や鳥獣の保護・管理を行う人材育成等を推進するとともに、侵略的外来種の定着・拡大を防ぐため、完全排除を基本としつつ、防除手法などの開発に努め、その他防除に必要な調査研究を行います。

さらに、自然生態系が有する防災・減災機能や、その機能の利用による長期的なコストの評価や検証等を行い、自然生態系を積極的に活用した防災・減災対策を推進します。

なお、陸域からの赤土等の流出防止を図るため、沖縄県赤土等流出防止条例などの各種規制措置の適切な運用により、島しょ性由来のサンゴ礁等の優れた自然環境に配慮した土地利用に努めます。

(3) 自然資源を活かした観光・地域産業の振興

国立公園などの優れた自然の風景地や地域固有の自然生態系、自然に根ざした地域の文化は、観光資源として極めて高い価値を有しています。このため、これらの自然資源を活かしたエコツーリズムの推進に加え、環境に配慮して生産された産品、地域の自然によりはぐくまれた伝統、文化等の活用により、観光をはじめとした地域産業を促進します。また、訪日外国人の関心も高いことから、「国立公園満喫プロジェクト」の推進などを通して多言語化を含む戦略的な情報発信及び受入環境の整備を図り、ブランドを活かした国内外の観光客の増加を図ります。

(4) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化等への対策を加速させるため、太陽光・バイオマス等の再生可能エネルギーの面的導入、都市における緑地・水面等の効率的な配置など環境負荷の小さな土地利用を図ります。また、森林整備等の森林吸収源対策の着実な実施に取り組みます。さらに、温室効果ガスの排出削減を図るため、カーシェアリングや時差通勤、基幹バスシステムの導入などのTDM（交通需要マネジメント）施策を推進するほか、鉄軌道を含む新たな公共交通システムと地域を結ぶ利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向けた取組を推進します。

(5) 生活環境の保全

県民の健康の保護及び生活環境の保全のため、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、悪臭等に対して引き続き対策を行います。住宅地周辺においては、工場・事業所等からの騒音、悪臭等による県民の生活環境への影響に配慮した計画及び操業とすることを推進します。また、生活排水や工場・事業場排水等の負荷の削減対策や栄養塩類濃度の適切な維持管理など総合的な水質改善対策の推進による健全な水環境の構築を図ります。

(6) 資源循環型社会の形成

循環型社会の形成に向け、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）を最大限に推進し、最後に発生した廃棄物の再生利用（リサイクル）を推進します。また、発生した廃棄物の適正な処理を行うための体制を構築するとともに、既存施設の残余容量がひっ迫している状況を踏まえ、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場の施設整備を推進します。また、一般廃棄物のリサイクル率が、全国に比べ低い水準にあるため、分別収集計画に基づく市町村の取組みの支援、モデル事業の実施等により再生利用（リサイクル）を促進します。さらに、廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止を図るため、関係機関や住民等と連携し監視体制の強化に取り組むとともに、適切かつ迅速な原状回復に努めます。

(7) 環境影響評価等の推進

良好な環境を確保するため、事業の実施段階において環境影響評価を実施すること等により、適切な環境配慮を促進するとともに、環境影響評価法及び沖縄県環境影響評価条例の対象事業とならない小規模な開発事業についても、適切な環境配慮がなされるよう、小規模事業における環境配慮ガイドラインを策定し、土地利用の適正化を図ります。

6 土地の有効利用の促進

(1) 農地

農地については、農地中間管理機構による認定農業者等担い手への集積・集約化を促進します。その際、相続等により細かく土地が分筆されたため農地所有者の特定作業に時間を要することもあることから、同事業の広報強化を図り、農地所有者から機構へアプローチしやすい環境を整えます。

特に、相続未登記となっている農地は、農地流動化や土地改良事業導入の阻害要因となることから、効率的な土地利用を図るため、その発生防止等の解決策を講じるよう努めます。

(2) 森林

森林については、5年ごとに10年を1期として地域森林計画を策定し、地域的な特性に応じた適切な整備・保全及び林業の持続的かつ健全な発展を図ります。また、集落周辺の森林については、利用状況及び森林としての諸機能の発揮に応じて、自然環境の保全に配慮しつつ、その有効利用を図ります。

(3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、環境・景観に配慮した多自然川づくりなどを行い、生物の多様な生息・生育環境としての機能の保全を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場の形成を図ります。また、防災・減災に資する遊水池等の整備を行い、これらの自然環境の持つ多様な機能を教育の場等として活用するなど、その普及・啓発を推進します。

(4) 道路

道路については、公共・公益施設の共同溝への収容や無電柱化、既存道路空間の再配分などにより道路空間の有効利用を図るとともに、道路緑化等の推進による良好な道路景観の形成を図ります。

(5) 住宅地

市街地における既存住宅ストック等の有効利用を図ります。特に、空き家等については、所在地の把握や所有者の特定など実態を把握した上で、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングや空き家・空き店舗等を居住環境の改善及び地域の活性化に資する施設等に改修するなど、利活用を促進します。また、倒壊等の著しい危険がある空き家等については、除却等の措置を進めるとともに、住宅の長寿命化や中古住宅の市場整備等を推進すること等により、既存住宅ストックの有効活用を図ります。さらに、密集住宅市街地の個別状況調査や権利者の意向調査など実施し、地域の特性に応じた制度等の活用の検討を行い、健全な市街地形成に資する民間開発の適切な誘導を図ります。

(6) 工業用地

工業用地については、高度情報通信インフラ、研究開発インフラ、産業・物流インフラ等の戦略的かつ総合的な整備を促進することにより、グローバル化への対応や産業の高付加価値化等を図るとともに、国際物流ハブ機能などを有するビジネス拠点としての本県に対する認知度や関心の高まり等による好機をとらえ、質の高い低コストの工業用地の整備を計画的に進めます。その際、住工分離を促進させ、工業機能の集積を図るため、適正な用地確保を目指し、移転等により生ずる跡地についても、周辺環境との調和を図りつつ、公害防止の充実を図ります。また、税制優遇措置や支援制度などの独自の制度等を活用した積極的な企業誘致を推進するとともに、既存の未分譲地等の有効利用を図ります。

(7) 低・未利用地

都市への人口移動が進む中で、農山漁村や離島を中心に所有者の把握が難しい土地の増加が想定され、土地の円滑な利活用に支障を来すおそれもあるため、その増加防止や効率的な利活用等に向けた現場の対応を支援するための方策を総合的に検討します。

容積率が生かされていない市街地については、地区計画や高度利用地区などの策定・指定等により、共同建て替え等へ誘導します。空き家等については、空き家バンク等による所有者と入居希望者とのマッチングを図るとともに、長期優良住宅認定制度

やリフォームに係る費用の一部助成の実施、建物状況調査（インスペクション）、住宅瑕疵担保責任保険等を活用した住宅の品質確保の周知・普及の推進など住宅の長寿命化を推進し、既存住宅ストックの有効活用を進めます。

耕作放棄地については、その実態調査を進めるとともに、農地中間管理機構へアプローチしやすい環境を整えるなど広報強化を図ります。

(8) 駐留軍用地跡地

返還が予定されている駐留軍用地跡地については、国、県、関係市町村の密接な連携の下、自然環境の保全に配慮しつつ、総合的かつ計画的な跡地利用計画策定及び事業実施に向けた取組を推進するとともに、県民全体の跡地利用に係る機運醸成を図るため、県民、地権者等への効果的な情報発信（プロモーションビデオやホームページの更新等）に取り組めます。また、返還後、速やかに事業着手できるように、返還前から駐留軍用地への立入による文化財調査や自然環境調査等が行えるよう、関係機関への働きかけを行います。

7 土地利用転換の適正化

(1) 土地利用転換の基本的考え方

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性及び影響の大きさに十分配慮した上で、人口及び産業の動向、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況その他の自然的・社会的条件等を勘案して適正に行うこととします。また、転換途上であっても、これらの条件の変化を勘案する必要があるときは、速やかに計画の見直し等の適切な措置を講じます。自然的土地利用等から都市的土地利用への転換が依然として続いている一方、都市の低・未利用地や空き家等が増加していることに鑑み、これらの有効活用を通じて、自然的土地利用からの転換を抑制します。

(2) 農地の利用転換

農地の利用転換を行う場合には、農産物生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観・自然環境等に及ぼす影響に留意し、非農業的土地利用との計画的な調整を図りつつ、優良農地が確保されるよう十分考慮するとともに、不要不急な転用を抑制し効率的な土地利用を図ります。

(3) 森林の利用転換

森林の利用転換を行う場合には、生態系保全などの森林の持つ多面的機能の維持に留意しつつ、災害の発生や景観、自然環境に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図ります。また、地域住民への森林法制度（開発行為の許可、伐採及び伐採後の造林届等）の周知徹底を促進し、地域の総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

(4) 大規模な土地利用転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範囲に及ぶため、周辺地域も含めて事前に十分な調整を行い、県土の保全、安全性の確保、環境の保全等に配慮しつつ、適正な土地利用を図ります。また、地域住民の意向等地域の状況を踏まえると

もに、市町村の基本構想など地域づくりの総合的な計画、公共用施設の整備や公共サービスの供給計画等との整合性を図ります。

(5) 混在地における土地利用転換

農地等の農林業的土地利用と宅地等の都市的土地利用が無秩序に混在する地域または混在が予測される地域においては、必要な土地利用のまとまりを確保することなどにより、農地や宅地等相互の土地利用の調和を図るとともに、土地利用関連制度の的確な運用等を通じ、地域の環境を保全しつつ地域の状況に応じた総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

8 県土に関する調査の推進

県土の科学的かつ総合的な把握を一層充実するため、国土情報整備調査、国土調査、法人土地・建物基本調査及び自然環境保全基礎調査等県土に関する基礎的な調査を推進するとともに、その総合的な利用を図ります。特に、地籍調査の実施による土地境界の明確化は、事前防災や被災後の復旧・復興の迅速化をはじめとして、土地取引、民間開発・県土基盤整備の円滑化等に大きく貢献し、極めて重要な取組であることから、地籍調査の計画的な実施を促進します。

また、希少種をはじめとする生物の分布情報は、自然環境を保全・再生する県土利用の促進において重要な情報であるため、様々な主体による調査結果を集約することなどにより、分布情報等の整備を図ります。

さらに、県民による県土への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図ります。

9 県土の県民的経営の推進

県土の適切な管理に向けて、所有者等による適切な管理のほか、国や県、市町村による公的な役割に加え、地域住民、企業、NPOなど多様な主体が、河川・池沼環境の保全活動、農地の保管理活動、その他の自然環境保全活動に参加する直接的な取組や、地元農産品や地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付等の間接的な取組など様々な方法により県土の適切な管理に参画する「県土の県民的経営」を推進します。

10 計画の効果的な推進

本計画の推進等に当たっては、各種の指標を用いた県土利用の現況等の分析や沖縄県土地利用対策委員会の活用による横断的な進捗管理をするなど、計画推進上の課題を把握し、沖縄21世紀ビジョン基本計画とあわせて本計画がその目的を達するよう効果的な施策を講じます。

また、市町村国土利用計画の改定を促進し、市町村単位での県土利用の配分とその利用方向の長期的な構想を策定することで、持続可能で安定的な県土利用が図られるよう努めます。